

さいたま市新型インフルエンザ等対策本部の廃止について

○名称「さいたま市新型インフルエンザ等対策本部」

○廃止年月日 令和3年9月30日

○廃止理由 さいたま市新型インフルエンザ等対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の解除に合わせて遅滞なく廃止するため。

○根拠法令 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第37条（同第25条の準用）

（解説）

第37条（準用）では、市町村対策本部の廃止時期を明らかにするものであり、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が解除されると市町村対策本部は遅滞なく廃止する。